

小川富也税理士事務所だより

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(金)～3月15日(木)▲

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成30年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税

精算する手続きです。

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告

期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を

課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

◆健康の保持増進及び疾病的予防に関する取組を行う居住者が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除は、その者の選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

◆医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付が必要となります。セルフメディケーション税制を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付します。(※平成29年分～同31年分については経過措置があります)

① 給与の収入金額が200万円を超える
② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
③ 給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の合計額が20万円を超える
④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた
⑤ 災害減免法により源泉徴収税額の微収猶予や還付を受けた
⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

◆健康の保持増進及び疾病的予防に関する取組を行う居住者が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除は、その者の選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

【昨年からの主な改正事項】

◆退職時の名刺不返却による会社側のリスク◆

【個人情報の漏えい】

取引先の名刺は「個人情報」という意識を持つ。個人情報保護法の改正により、個人情報の管理は今後ますます重要になります。

【顧客獲得の機会喪失】

名刺は取引の継続や、顧客拡大の材料。名刺の不返却により、顧客獲得のチャンスを失う。

【退職後の返却は困難】

退職後に名刺の返却を求めることは困難。退職前の返却物に関する取り決めや誓約書により、無用なトラブルを回避する。



在職中に受け取った名刺 会社のもの?・社員のもの?

—適正管理でトラブル回避

お互いの所属の明示や自己紹介を兼ねた名刺交換は、その先のビジネスを円滑に進めていくためには必要不可欠なもの。勤続年数が長くなければなるほど受け取った名刺の量も多くなりますが、例えば、社員が退職する際にはこれらの名刺の所有権についての見解の相違で、退職者と会社の間でトラブルになるケースも見受けられます。そこで今回は、個人情報の取り扱い方も含め、名刺管理の在り方を考えてみました。

■名刺の所有権は?

社員が退職する際には、会社側は「会社に返却するもの」(身分証、制服・作業着、鍵、会社所有のパソコン、設計図面、業務資料など)を伝え、退職者はそれに従つて返却することが多いことでしょう。そして、この返却するものの一覧の中には、「仕事上で受け取った名刺」が入っているのが通常です。

一方、退職する社員にとっては、これらの名刺は今日までの自分のやつてきた仕事の証であり、大切な人脈にもなります。次の職場や退職後に立ち上げる予定のビジネスなどで活かせる可能性もあることから、できれば退職時に名刺を持ち帰りたいと思う人も多く、ひと昔前までは、

大目にみられてきた側面もあります。そのため、これまでに受け取った名刺を返却すべきなのか、持ち帰つて良いのかの見解の相違によって、トラブルに発展することもあります。こうした名刺の所有権については、一般的には、会社の社員として取引先などから受け取った名刺の所有権は、その社員にあるのではなく、会社が有すると考えられます。したがって、退職する社員に対して、会社は、社員の保管している名刺を返却するよう求めることができます。

■名刺は「個人情報」という認識

ただし、会社側はこれまでの名刺に対する認識を改めることが肝要です。紙の名刺自体は、ただの「物」ですが、重要なのは、名刺に載つてある「情報」の取り扱いです。この情報をどのように管理するのかが問われる時代となっています。

名刺には広い意味で「個人情報」が記載されています。個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述などによつて特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるものを含む)とされていますが、例えば、名刺に顔写真を入れたり、私的なブログなどにアクセスできるようなもの

もあり、これらが多くが個人情報です。つまり、個人が識別できる情報源となる名刺を社員が退職時に持ち帰ることを許したり、黙認している会社は、トラブルが発生した際には、個人情報保護法に違反する行為(取得した個人情報の第三者への譲渡の禁止)を行つているとみなされてしまう可能性もあります。

また、近年ではスマートフォンなどでも名刺情報を読み取り、データベースで情報を社内共有する会社も増えてきています。名刺情報に限らず、様々な情報への不正アクセスが問題となるケースも発生していることから、退職者がデータベースにアクセスできないようにパスワードの変更や制限をかける必要もあるでしょう。

■退職予定者と誓約書を交わす

これらの個人情報漏えいを未然に防ぐために、前記の「会社に返却するもの」の提示に付随して、①「関係者の名刺など個人情報が含まれるもの全て返却し、その複製も保管もしていないこと」、②「在職中に知り得た個人情報を退職後に他人に漏らしたり使用しないこと」、③「個人情報を漏らして会社に損害を与えた場合は、賠償の義務を負うこと」などの誓約書を交わし、サインをもらうことが抑止効果につながります。

経営コーナー

平成30年度税制改正大綱 ■ 賃上げで法人税軽減 事業承継税制の拡充も

平成30年度税制改正大綱が昨年12月14日に公表、22日に閣議決定されました。政府は1月の通常国会に税制改正法案を提出、今年度中の成立が見込まれますが、ここでは、全体像を把握するために主な改正項目の概要を取り上げました。

◆平成30年度◆ 税制改正大綱のポイント	
企業	賃上げや設備投資などで法人減税 一定の要件を満たす場合に、給与支給増額の最大20%の税額控除（中小は最大25%の税額控除）
	事業承継を促進 10年間の期間限定で全株式の相続税を全額猶予
	中小の設備投資を促す 新規導入した機械装置等の固定資産税の負担を軽減
	所得税改革 高収入の会社員などは増税 フリーランスなどは減税
	たばこ税の引き上げ 紙巻きたばこは4年で1本あたり3円増税（加熱式たばこも5年かけて増税）
家計	新税の導入 国際観光旅客税、森林環境税

■所得拡大促進税制の見直し・拡充
所得拡大促進税制を改組し、①平成30年度比1.5%以上増加等の要件のみ（設備投資要件なし）で、給与等支給増額の15%が税額控除で、さらに教育訓練費の増加要件で上乗せされ、最大25%まで税額控除が認められます。

【法人課税】
たす場合には、給与等支給増額の15%が税額控除できる制度となります。さらに教育訓練費の増加要件を満たす場合には、控除率がさらに5%上乗せされ、20%の税額控除が認められます。

中小企業については、大企業より要件が緩く、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件のみ（設備投資要件なし）で、給与等支給増額の15%が税額控除で、さらに教育訓練費の増加要件で上乗せされ、最大25%まで税額控除が認められます。

■租税特別措置の適用要件の見直し
大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととされます。

■資産課税
事業承継税制の拡充
10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の3分の2）の撤廃・納税猶予割合の引き上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大する等の措置が講じられます。

■中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置
革新的事業活動による「生産性向上

上の実現のための臨時措置法」（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されます。

■給与所得控除・基礎控除の見直し
会社員などに適用する給与所得控除を年収850万円以下は一律10万円引き下げ、年収850万円超は控除額を195万円は上限とされます。

一方で、誰にでも適用される基礎控除は一律10万円引き上げて48万円とします。ただし、所得が2400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減らし、所得2500万円超はゼロになります。

【その他の改正】
その他、出国旅客に対して定額一律1000円の負担を求める「国際観光旅客税」（仮称）の創設、たばこ税を4年かけて1本あたり3円の増税（加熱式たばこの税率は5年かけて段階的に増税）、個人住民税に年額1000円上乗せして徴収する「森林環境税」（仮称）の創設などが盛り込まれています。

■事業承継税制の拡充
10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の3分の2）の撤廃・納税猶予割合の引き上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大する等の措置が講じられます。

■中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置
革新的事業活動による「生産性向上

上の実現のための臨時措置法」（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されます。

■給与所得控除・基礎控除の見直し
会社員などに適用する給与所得控除を年収850万円以下は一律10万円引き下げ、年収850万円超は控除額を195万円は上限とされます。

一方で、誰にでも適用される基礎控除は一律10万円引き上げて48万円とします。ただし、所得が2400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減らし、所得2500万円超はゼロになります。

【その他の改正】
その他、出国旅客に対して定額一律1000円の負担を求める「国際観光旅客税」（仮称）の創設、たばこ税を4年かけて1本あたり3円の増税（加熱式たばこの税率は5年かけて段階的に増税）、個人住民税に年額1000円上乗せして徴収する「森林環境税」（仮称）の創設などが盛り込まれています。



■国税庁■ 医療費控除に関する手続き (Q & A)を公表

先般、国税庁は医療費控除の適用を受ける際の手続きのうち、主に従来の取り扱いと異なる事項の質疑応答事例「医療費控除に関する手続について(Q & A)」を公表しました。事例はQ & A方式で全15項目が記載されていますが、ここでは、基本的な2項目についてまとめました。

■医療費控除の適用を受ける場合の手続(制度改正の概要)

平成29年度税制改正に伴い、医療費控除の適用を受ける場合に必要な提出書類の簡略化が図られています。

具体的には、医療費控除の適用を受ける場合、これまでの所得税の確定申告では医療費の領収書を確定申告に添付又は確定申告書を提出する際に提示することとされていましたが、平成29年分以降の所得税の確定申告において医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出することとされました。

なお、この場合、医療費の領収書を確定申告期限等から5年間自宅等で保存する必要があり、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、税務署が医療費の領収書の提出又は提示を求めることができます。

また、医療保険者が発行するもので、①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称の記載がある「医療費通知」を確定申告書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができ、「医療費の領収書の保存も不要となります。

■経過措置について

原則として、「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出する必要がありますが、経過措置として、平成29年から平成31年までの各年分については、従来通り医療費の領収書の添付又は提示することも認められています。

2月の税務と労務

一税務

- ★29年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★29年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月13日
- ★29年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

できない理由を並べない

生まれ、より良い仕事ができるようになります。▼「できる理由」を並べることは日常的によくあることです。もちろん、その時点で障害となる要因を正しく認識することは重要です。が、一方で、できない理由を挙げることに思考を使いすぎると物事が全く前進しません。▼大切なのはその先にある「だからどうやって乗り越えるのか」。常にこの思考でいることで乗り越えるための工夫やアイデアが認められます。